

都市計画の案の理由書

1 種類・名称

東京都市計画公園 第7・5・15号石神井公園

2 理由

本公園は、練馬区の南西部に位置し、三宝寺池及び石神井池を中心とする面積約41.8ヘクタールの特殊公園（風致公園）であり、約28.1ヘクタールが都立公園や区立公園として開園し、都民に親しまれている。

「東京都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針(令和3年3月)」において、石神井公園地域の将来像は、「駅及び商店街のにぎわいと緑豊かな石神井公園が連続する、魅力と活力のある地域の拠点的形成」とされている。

「練馬区都市計画マスタープラン（平成27年12月）」においては、本公園が位置する西武池袋線沿線地域は、石神井川や白子川などをみどりの軸とし、本公園などをみどりの拠点として、みどりのネットワークを形成するとされている。

本公園は、三宝寺池の水が流れ込む石神井川、都立練馬城址公園や城北中央公園、農地、街路樹のみどりと共に水と緑のネットワークを形成しているほか、東京都震災対策条例（平成12年東京都条例第202号）に基づく避難場所とされており、緑の保全やネットワークの強化、防災上の機能の担保が重要である。

こうしたことから、みどりの拠点の拡大、風致の保全及び防災機能の更なる向上を図るとともに、本公園に接する農地、練馬区立石神井プールの区域を公園区域に追加し、併せて、現在の地形地物との整合を図るため、合計約0.48ヘクタールの区域を追加する都市計画変更を行うものである。

なお、面積を精査した結果、錯誤があったため併せて修正する。